

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.71

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouth-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

幕別町に57番目のネットワークが設立されました

前号の速報でもお伝えしたとおり、中川郡幕別町に昨年12月18日付けで地域ネットワーク（ネットワーク名：幕別町消費者被害防止ネットワーク）が設立されました。道内では三笠市、美唄市、湧別町、当別町に続き本年度5ヶ所目、通算57番目のネットワークとなります。同日に設立会議が開催され、消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している（一社）北海道消費者協会も出席させていただきました。



欠であるとの共通認識のもと、このたび地域消費者被害防止ネットワークを設立することとなりました。



飯田町長と消費者教育推進大使のパオくん

道内初の「消費者教育推進大使」

幕別町では町内3ヶ所に消費生活相談室を開設し、相談員による相談や各種出前講座等を行ってきました。また町の基本方針の一つとして「支えあうコミュニティの推進」を掲げ、高齢者を見守る「高齢者見守りネットワーク」、登下校中の児童生徒を犯罪から守る防犯パトロール、ひとり暮らしの高齢者の孤独感解消のための「お元気ですか訪問サービス」など、安心・安全のための様々な活動が展開されています。

さらに消費者教育推進大使に道内で初めて「パオくん」と「クマゲラくん」が消費者庁から委嘱されるなど、積極的に消費者教育を推進してきました。

しかしながら、近年は相談件数も増加傾向にあり、複雑巧妙化する特殊詐欺の関係機関の横の連携が不可

構成団体は過去最多に

所轄の帯広警察署生活安全課の全面協力のもと、町の経済部商工観光課をはじめ、消費者協会、防犯関係機関として生活安全推進協議会、高齢者関係機関として老人クラブ連合会、福祉関係機関として社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会の2団体、教育関係機関として教育委員会が参加しています。さらに金融機関からは北洋銀行、帯広信用金庫、十勝信用組合、幕別・札内・忠類の各農業協同組合、幕別・札内・忠類・糠内・札内桜町の各郵便局の計11団体の参加がありました。

協力機関を除く構成団体総数は18で、本年度設立されたネットワークでは最多を数え、町全体で一丸となって消費者被害撲滅にける強い意気込みを改めて感じました。

今後の幕別町消費者被害防止ネットワークの活動に大いに期待しています。

幕別町消費者被害防止ネットワーク設立にあたって



振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」の被害が、全国的にも過去最悪の状況にある中、本町の相談室においても、寄せられる相談件数が年々増加傾向にあります。

消費者被害の未然防止や拡大防止のためには、地域が一体となって取り組むことが重要であり、この度設立した「消費者被害防止ネットワーク」の担う役割は非常に大きいものがあります。今後は、北海道立消費生活センターをはじめとする関係機関やネットワーク構成団体との連携を深め、「住民を守る」活動を行ってまいります。（幕別町長 飯田晴義氏）

音声ガイダンスによる不当請求にご注意を！

最近、携帯電話に関する消費者被害が多発しており、道立消費生活センターには「音声ガイダンスによる不当請求」の相談が寄せられております。また、消費者庁には「株式会社DMM.comをかたる事業者」の相談事例の報告も寄せられており、消費者の皆様への注意喚起として、あわせてご紹介いたします。

音声ガイダンスによる不当請求に注意！～道立消費生活センターの相談事例から～

携帯電話にワン切りの着信があり、かけ直したところ音声ガイダンスが流れ、架空請求をされたという事例が相談窓口寄せられています。

覚えのない着信はかけ直さず、様子を見てから対処しましょう。

事例によると「音声ガイダンスでは『仲介希望の方は1番、裁判は2番』と流れ、1番を押ししたところ男性が出てアプリやゲームの話を持ち出された。

『無料登録期間に退会していないので和解するか、自分で裁判するか…』などと身に覚えのないことを言われ、怖くなったので聞かれるままに名前や電話番号、生年月日などを答えた」とのことです。

「対応しなければ提訴する」と不安をあおったり、電話に出るといきなり「動画の未払金を払え」と請求されたりした事例もあります。十分にご注意ください。



● 「株式会社DMM.comをかたる事業者」に関する相談事例（消費者庁HPより）

- ① 消費者の携帯電話に「有料動画の閲覧履歴があり、登録解除を当日中にA社に連絡しないと、身辺調査及び強制執行の法的措置に移行する」などと身に覚えのないことが記載された発信者名が「DMM」と表示されるSMS（注）が送信される。
- ② 不安を感じ、SMSに記載された連絡先（A社）に連絡すると、A社は動画配信サイトの運営等を行っている株式会社DMM.comをかたって、有料動画の閲覧履歴があると欺き、有料動画サイトの未払料金等と称して金銭の支払を要求する。
- ③ 支払方法として大手通販サイトのギフトカードをコンビニ等で購入し、カード番号等をA社に伝えるように指定してくる。
- ④ 不安感から要求に応じ、コンビニ等に行き、ギフトカードを購入する。
- ⑤ A社に対して、カードの裏面に記載されている番号等を伝えてしまい、結局、要求する金銭を支払ってしまう。

（注）ショートメッセージサービス。メールアドレスではなく、携帯電話番号を宛先にして送受信する。

（参考URL）http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/160118adjustments_1.pdf



● 消費者へのアドバイス

1. 「ギフトカードを購入して、カード番号を教えてください」と依頼するのは詐欺の手口です。
発信者が「DMM」と表示されるSMSで「有料動画サイトの閲覧履歴があり・・・至急ご連絡ください」などとあっても電話を架けてはいけません。ギフトカードを購入したり、カード番号を教えることは絶対にNGです。
2. 身に覚えのない有料サイトの料金請求には応じないようにしましょう。
3. 勧誘電話に関する相談は、消費生活相談窓口（消費者ホットライン 188）警察（#9110）へ。

電力の小売全面自由化が始まります！

— 正確な情報を収集し、よく理解してから契約を！ 便乗商法にも気をつけましょう —

「国民生活センターHPより」

4月1日から**電力の小売全面自由化**が始まります。自由化に先立ち、国民生活センターには既にさまざまな悪質商法の手口が報告されております。今後、北海道内でも同様の悪質商法による被害の発生が予測されるため、消費者の皆様への注意喚起として、国民生活センターに寄せられた実際の事例を抜粋してご紹介いたします。

電力の小売全面自由化とは（経済産業省 資源エネルギー庁HPより）



これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（例：北海道電力）のみが販売しており、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでした。

電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。1月から電力会社・料金メニュー切り替えの事前受付が本格化し、新料金プランやサービス内容が順次発表されます。※4月までに特段の手続をしなかった場合には、現在契約している地域の電力会社から、今まで通り電気が供給されます。

様々な手口が報告されています。消費者の皆様へのアドバイスとともに一例をご紹介します。

【事例1】 知らない電力会社から「電気を安くできると電話があったが、本当か。

知らない電力会社Aを名乗る人物から電話があった。「A社と契約すれば電気を安く提供できる」と言う。「数日後に訪問するので話を聞いてほしい」と言われて了承したが、自宅に上がり込んで設備を確認するとのことだった。信用できるのだろうか。（60歳代男性 東海地方）

アドバイス1

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気をつけ、自分で情報を集めましょう。また、小売電気事業者は登録制になっています。登録事業者か確認し、自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかも確認しましょう。

【事例2】 4割安く供給すると電話があったが、怪しい。

電気代が4割安くなるという電話があった。行政の指導で年齢を聞く必要があると業者が言ったので、「どこの行政か」と尋ねると、上司から聞いていないとごまかされた。4割も安くなるのは不自然ではないのか。（70歳代男性 九州地方）

アドバイス2

「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、長期契約になっていないか、違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。

【事例3】 電力自由化前に太陽光発電システムを設置し、売電すれば儲かると電話があった。

「4月に電力料金が自由化になる。その前に太陽光発電システムを設置し、電気を売電すれば儲かる」という電話があり、話だけなら聞いても良いと返答し、説明を聞いた。設置費用はローン手数料込みで総額が200万円で、ローンを組むと月々1万円の支払いで済むとのことだった。だが、説明通りの売電金額が約束されている訳でもなく、年金暮らしの自分がこれからローンを抱えることも不安であり契約しなかった。同様の相談は寄せられているか。（60歳代男性 関東地方）



アドバイス3

電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの契約をはじめ、プロパンガス・蓄電池等の勧誘が行われています。直接関係のない契約については、必要性についてよく考えましょう。

怪しい電話があった、契約に際してトラブルになった、不安になった際には、最寄りの消費生活センター(188)に相談しましょう。

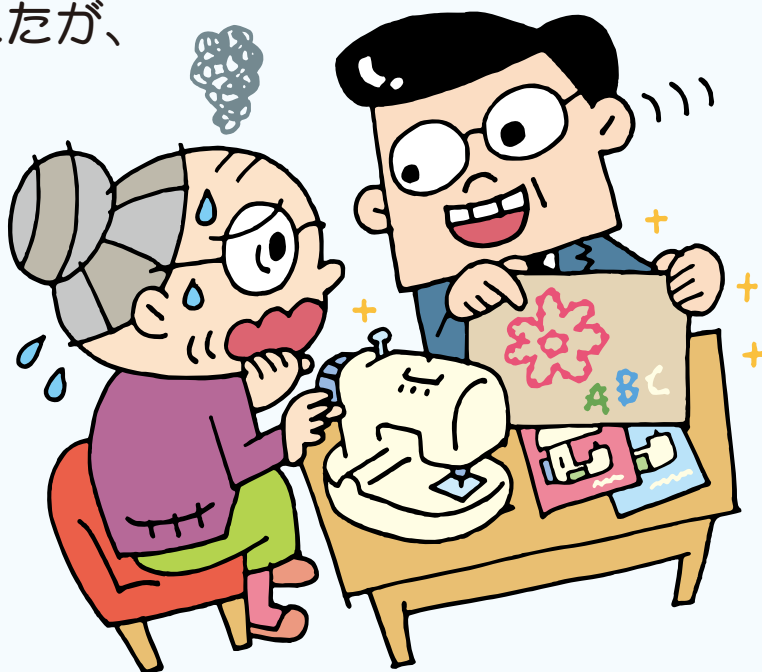
見守り 新鮮情報

折り込み広告に約**1万円**のミシンが載っていたので、販売店に電話をして来訪してもらった。「もっと簡単で**良いミシンも持ってきた**ので見てほしい」と言われ、そのミシンで刺繍などをデモン

ストレーションしてくれたが、

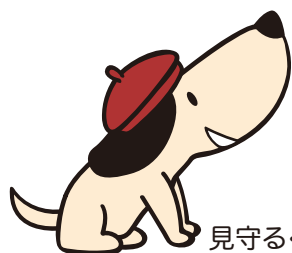
価格が30万円だと聞き驚いて断った。しかし、値引きすると言われ、**3時間以上**も丁寧に説明してもらったこともあり、**断りきれず**頭金を**支払って**しまった。

(80歳代 女性)



安価なミシンを買うつもりが、 予想外な高額ミシンに

ひとこと助言



見守るくん

きっぱり
断ろう

- 広告に掲載されている安いミシンの問い合わせをしたら、来訪した業者から別の高額なミシンの契約させられることがあります。目的以外のものを勧められても、必要なければきっぱり断ることが大切です。
- 特に業者などが室内に入る場合は、断りにくい状況にもなりがちです。なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人で対応しないようにしましょう。
- 来訪を要請した場合でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。